

改正	平成10年4月1日	平成11年4月1日
	平成16年4月1日	平成21年4月1日
	平成24年4月1日	平成25年4月1日
	平成26年4月1日	

（趣旨）

第1条 この要領は、公益財団法人北海道農業公社（以下「公社」という。）が定める定款第4条第1項第1号に基づき実施する、認定新規就農者（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）に規定する青年等就農計画の認定を受けた者をいう。以下同じ。）への認定が見込まれる者（以下「就農研修者」という。）の円滑な研修を支援するための家賃助成に関する取扱いについて定めるものとする。

2 公社は、前項の家賃助成事業の円滑な実施を図るため、地域担い手育成センター及び関係機関・団体との緊密な連携に努め、協力を得るものとする。

（助成対象者）

第2条 助成対象者は、就農研修者が先進的農家等で研修を受けるために借家等に居住し、家賃を支払っている場合であって、次のいずれにも該当する場合とする。

- （1）研修計画に基づき実践的な研修を実施していること。
- （2）研修期間が原則として1年以上であること。
- （3）借家等の居住期間が3か月以上であること。
- （4）家賃が月額1万円以上であること。
- （5）青年就農給付金（準備型）を受給していないこと。

（助成対象住宅等）

第3条 助成対象住宅等は次に該当するものとする。

- （1）一般住宅及び公営住宅及び農家住宅であること。
- （2）間貸利用しないもの

（助成期間）

第4条 助成期間は、研修計画に基づく研修期間内で3年以内とする。

（助成額）

第5条 年度毎の予算の範囲内で助成するものとし、助成額は、家賃の2分の1以内とし、月額10,000円を限度とする。

（助成金の交付申請）

第6条 助成金の交付を受けようとする者は、就農研修者家賃助成金交付申請書（第1号様式）及び附表（第1号様式の1）に次の書類を添えて、地域担い手育成センター（以下「地域センター」という。）を経由し、公社理事長に提出するものとする。

- （1）住宅賃貸契約書の写し
- （2）研修証明書（第2号様式）
- （3）研修計画（別記様式）

（交付の決定）

第7条 公社理事長は、前条の交付申請書を受領したときはその内容を審査し、適当であると認めるときは、申請者に就農研修者家賃助成金交付決定通知書（第3号様式）により、地域センターを経由し通知する。

2 助成金の交付決定にあたっては、当該年度の助成金予算額を考慮し、申請人に係る借家等の入居理由、入居期間、家賃の月額及び入居家族人数などを勘案したうえ行うものとする。

（助成金の交付）

第8条 前条の規定により助成金交付決定通知を受けた者（以下「助成決定者」という。）は、就農

研修者家賃助成金交付願出書（第4号様式）に、家賃を支払ったことを証する領収書の写しを添えて、地域センターを経由し公社理事長に提出するものとする。

- 2 前項の願出書の提出は、当該年度の末日までに提出するものとする。
- 3 公社理事長は、第1項の願出書を受理したときは、前条の交付決定内容との整合（就農又は研修状況を確認）などを審査した上、原則として概ね翌年度4月10日までに助成金交付通知（第5号様式）により助成決定者へ通知するとともに助成金を交付する。
- 4 前項の助成金の交付方法は、助成決定者が指定する預金口座への振込みをもって行うものとする。
- 5 前項の交付金の交付は、年1回とする。

（申請内容の変更等）

第9条 助成決定者は、第6条の申請内容について、次のいずれかに該当するときは、速やかに就農研修者家賃助成金変更申請書（第6号様式）及び附表（第1号様式の1）、（研修計画を変更したときには、研修計画書の写し及び研修証明書（第2号様式）も添付）を添付し、地域センターを経由し、公社理事長に提出するものとする。

- (1) 借家等を変更するとき。
- (2) 家賃の額を変更するとき。
- (3) 借家等の入居期間を変更するとき。
- (4) 助成期間を変更するとき。
- (5) 研修計画を変更したとき。
- (6) その他申請内容に変更を生じるとき。

- 2 公社理事長は、前項の申請があったときはその内容を審査し、変更申請の内容が適切であると判断された場合には、申請者に就農研修者家賃助成金変更決定通知書（第7号様式）により、地域センターを経由し通知する。

（交付決定の取消し等）

第10条 公社理事長は、助成決定者に虚偽の申請その他不正の行為があったときは、第7条の交付決定または第9条第2項の変更決定の全部又は一部を取消すものとする。

- 2 前項による取消しに係る部分に関し既に交付された助成金があるときは、その返還を求めるものとする。

（延滞金）

第11条 前条の返還通知を受けた者が、指定期日までに助成金の返還をしないときは、返還すべき金額につき、年12.25%の割合をもって指定期日の翌日から返還の日までの日数により計算した延滞金を徴収するものとする。

（地域センターの処理）

第12条 地域センターは、第6条、第8条及び第9条の規定により申請書及び願出書を受付したときは、申請内容等を点検したうえ、意見を附して速やかに公社理事長に進達するものとする。

- 2 申請書等を経由する地域センターは、当該申請者の研修先の地域センターとする。
- 3 地域センターは、年度途中において助成を受けようとする者が出た場合は、事前に公社理事長に連絡したうえ、処理するものとする。

（その他必要事項）

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については、公社理事長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成7年11月19日から適用する。

附 則（平成10年4月1日）

この要領は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成11年4月1日）

この要領は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成16年4月1日）

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成21年4月1日）

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成24年4月1日）

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年4月1日）

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年4月1日）

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

第1号様式

第1号様式の1

（附表）

第2号様式

第3号様式

第4号様式

第5号様式

第6号様式

第7号様式

別記様式

参考様式